

# 四半期報告書

(第113期第3四半期)

自 平成20年10月1日  
至 平成20年12月31日



TDK株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

## 表紙

## 第一部 企業情報

## 第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	3
4 従業員の状況	3

## 第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	4
2 経営上の重要な契約等	5
3 財政状態及び経営成績の分析	6

第3 設備の状況	9
----------	---

## 第4 提出会社の状況

## 1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	10
(2) 新株予約権等の状況	10
(3) ライツプランの内容	22
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	23
(5) 大株主の状況	23
(6) 議決権の状況	24

2 株価の推移	25
---------	----

3 役員の状況	26
---------	----

第5 経理の状況	27
----------	----

## 1 四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表	28
(2) 四半期連結損益計算書	30
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	32

2 その他	40
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	41
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月16日
【四半期会計期間】	第113期第3四半期（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）
【会社名】	T D K株式会社
【英訳名】	TDK CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上釜 健宏
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03（5201）7116
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーショングループ経理部長 桃塚 高和
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
【電話番号】	03（5201）7116
【事務連絡者氏名】	アドミニストレーショングループ経理部長 桃塚 高和
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第113期 当第3四半期連結 累計期間	第113期 当第3四半期連結 会計期間	第112期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日	自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高（百万円）	588,316	191,779	866,285
税引前四半期（当期）純利益又は四半期（当期） 純損失（△）（百万円）	△303	△15,129	91,505
四半期（当期）純利益又は四半期（当期）純損失 （△）（百万円）	△2,449	△14,317	71,461
株主資本（百万円）	—	635,443	716,577
総資産額（百万円）	—	1,136,248	935,533
1株当たり株主資本（円）	—	4,926.69	5,556.77
1株当たり四半期（当期）純利益金額又は四半期 （当期）純損失金額（△）（円）	△18.99	△111.00	551.72
潜在株式調整後1株当たり四半期（当期）純利益 金額又は四半期（当期）純損失金額（△）（円）	△18.99	△111.00	551.19
株主資本比率（％）	—	55.9	76.6
営業活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	51,472	—	119,413
投資活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	△220,766	—	△157,747
財務活動によるキャッシュ・フロー （百万円）	198,864	—	△60,086
現金及び現金同等物の四半期末（期末）残高 （百万円）	—	177,207	166,105
従業員数（人）	—	74,071	60,212

- (注) 1. 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第93条の規定により、米国において一般に認められた企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。
2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
4. 純資産額、1株当たり純資産額及び自己資本比率は、米国会計基準に基づき株主資本、1株当たり株主資本及び株主資本比率にそれぞれ置き換えております。

## 2【事業の内容】

当社は米国基準によって連結財務諸表を作成しており、当該連結財務諸表を基に、関係会社については米国基準の定義に基づいて開示しております。「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」においても同様であります。

平成20年12月31日現在、当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、TDK株式会社（当社）及び子会社135社、持分法適用関連会社7社により構成されており、事業は電子素材部品及び記録メディア製品の製造と販売を営んでおります。

当第3四半期連結会計期間における、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、各事業に係る主要な関係会社の異動は概ね次のとおりであります。

（電子素材部品）

EPCOS AG 及びその子会社を持分法適用関連会社から子会社へ区分変更しました。

（記録メディア製品）

主要な関係会社の異動はありません。

### 3 【関係会社の状況】

「第1 企業の概況 2 事業の内容」に記載のとおり、当第3四半期連結会計期間において、EPCOS AG 及びその子会社を持分法適用関連会社から子会社に区分変更した結果、新たに当社の子会社となった主要な会社は次のとおりであります。

平成20年12月31日現在

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社－海外－) EPCOS AG * 1	Munich, Germany	EURO 66,682,270	電子素材部品	94.996 (51.741)	—————
EPCOS (China) Investment Ltd. * 1	Shanghai, China	US\$ 42,000,000	関係会社に対する 投融资並びに関係 会社管理	94.996 (94.996)	—————
EPCOS Technology (Wuxi) Co. * 1	Wuxi, China	EURO 29,000,000	電子素材部品	94.996 (94.996)	—————
EPCOS do Brasil Ltda. * 1	Gravatá, Brazil	R\$ 76,239,960	電子素材部品	94.996 (94.996)	—————

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。  
 2. \* 1 : 特定子会社に該当しております。  
 3. 議決権の所有割合の ( ) 内は、間接所有割合で内数。

### 4 【従業員の状況】

#### (1) 連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数 (人)	74,071
----------	--------

(注) 従業員数が前四半期連結会計期間末に比べ8,828人増加しておりますが、これは、新たに連結対象となった子会社による増加 (約2万人) とアジア地区における生産合理化に伴う減少によるものです。

#### (2) 提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数 (人)	5,485
----------	-------

(注) 従業員数は、就業人員を表示しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、下表のとおりであります。

製品区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
電子材料 (百万円)	32,089
電子デバイス (百万円)	43,233
記録デバイス (百万円)	57,588
その他電子部品 (百万円)	92,789
電子素材部品 計 (百万円)	225,699
記録メディア製品 (百万円)	5,708
合計 (百万円)	231,407

- (注) 1. 金額は販売価格により算出しております。  
2. 当第3四半期連結会計期間より連結子会社となったEPCOS AG及びその子会社の生産実績は、その他電子部品に含めております。  
3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注状況

当第3四半期連結会計期間における電子素材部品事業の受注状況を示すと、下表のとおりであります。  
なお、電子素材部品事業を除く製品については見込み生産を行っております。

区分	受注高 (百万円)	平成20年12月31日 現在の受注残高 (百万円)
電子素材部品	166,312	82,056

#### (3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、下表のとおりであります。

製品区分	当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
電子材料 (百万円)	32,022
電子デバイス (百万円)	38,399
記録デバイス (百万円)	58,351
その他電子部品 (百万円)	58,063
電子素材部品 計 (百万円)	186,835
記録メディア製品 (百万円)	4,944
合計 (百万円)	191,779

- (注) 1. 当第3四半期連結会計期間より連結子会社となったEPCOS AG及びその子会社の販売実績は、その他電子部品に含めております。  
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。



### 3【財政状態及び経営成績の分析】

#### (1) 業績の状況

当社の連結業績に影響を与えるエレクトロニクス市場において、高い機能を有する電子機器(映像関連機器、パーソナルコンピュータ(以下、PC)、携帯電話等)を中心に需要が低迷しております。特に需要が旺盛となる第3四半期連結会計期間には金融危機が实体经济に深刻な影響を与えたことで電子機器の需要が減少し、生産調整が始まりました。その結果、電子部品の需要も大きく減退しました。さらに、需給環境の悪化により価格下落が進行したことと、米ドルに対して円が急騰したことも業績に影響を与えております。

このような事業環境のなか、当社グループの当第3四半期連結会計期間の連結業績は、売上高191,779百万円(前年同期225,342百万円、前年同期比14.9%減)、営業損失5,109百万円(前年同期は営業利益26,717百万円)、税引前四半期純損失15,129百万円(前年同期は税引前四半期純利益28,640百万円)、四半期純損失14,317百万円(前年同期は四半期純利益21,713百万円)、1株当たり四半期純損失金額111円00銭(前年同期は1株当たり四半期純利益金額167円39銭)となりました。

平成20年10月17日に当社は、EPCOS AG(本社:ドイツ、社長兼CEO:Gerhard Pegam)とその子会社(以下、EPCOSグループ)を連結子会社としました。それに伴い、当社の当第3四半期連結会計期間の業績にEPCOSグループの業績を含めております。

当社グループは、事業を電子素材部品部門と記録メディア製品部門の2つに区分しております。

電子素材部品部門は、①電子材料 ②電子デバイス ③記録デバイス ④その他電子部品 の4つの製品区分で構成されます。なお当第3四半期連結会計期間より連結子会社となったEPCOSグループの売上高は、製品セグメントの定義が当社の定義と必ずしも一致していないため、「その他電子部品」に含めております。当部門の売上概況を製品区分別にみますと、次のとおりであります。

電子材料製品区分は「コンデンサ」、「フェライトコア及びマグネット」の2つで構成されます。

当製品区分の当第3四半期連結会計期間における売上高は、32,022百万円(前年同期51,421百万円、前年同期比37.7%減)となりました。

コンデンサの売上高は、前年同期と比較して減少しました。主要品目である積層セラミックチップコンデンサは、主要製品(PC、AV/ゲーム、携帯電話、カーエレクトロニクス)向けで販売が減少しました。需要減退、価格下落及び米ドルに対する円高の影響を受けたことが減収の要因です。

フェライトコア及びマグネットの売上高は、前年同期と比較して減少しました。フェライトコアとマグネットがいずれも各々の主要製品向けで減収でした。

電子デバイス製品区分は「インダクティブ・デバイス」、「高周波部品」及び「その他」の3つで構成されます。

当製品区分の当第3四半期連結会計期間における売上高は、38,399百万円(前年同期53,296百万円、前年同期比28.0%減)となりました。

インダクティブ・デバイスの売上高は、前年同期と比較して減少しました。特に、コイル製品は自動車市場向け、EMC製品は薄型テレビ向け、トランスは電源製品向けの販売が各々減少したことが主な要因です。

高周波部品の売上高は、前年同期と比較して減少しました。特に、PC向けの販売が減少したことが主な要因です。

その他の売上高は、前年同期と比較して減少しました。センサ・アクチュエータの減収及び電源製品における一部製品の終息と半導体を含む製造設備市場向けの販売減少が主な要因です。

記録デバイス製品区分は「HDD用ヘッド」、「その他」の2つで構成されます。

当製品区分の当第3四半期連結会計期間における売上高は、58,351百万円(前年同期89,910百万円、前年同期比35.1%減)となりました。

HDD用ヘッドの売上高は前年同期と比較して減少しました。前年同期比でハードディスクドライブ(以下、HDD)の需要が縮小したことに伴い、搭載されるHDD用ヘッドの需要も減退し、当社の販売数量も減少しました。さらに、価格下落及び米ドルに対する円高の影響があり、売上高は減少しました。

その他の売上高は、前年同期と比較して増加しました。平成19年11月に子会社化したHDDサスペンション事業の売上高が、当期から寄与したことが主な要因です。

その他電子部品製品区分は、上記3製品区分を除くすべての製品から構成されます。当製品区分の売上は、58,063百万円（前年同期23,139百万円、前年同期比150.9%増）となりました。内、EPCOSグループの売上高は35,878百万円です。EPCOSグループの取扱製品を除く代表的な製品は<電波暗室>、<メカトロニクス（製造設備）>及び<エナジーデバイス（二次電池）>です。エナジーデバイスの売上高は増加しましたが、電波暗室、メカトロニクスの売上高は減少しました。

記録メディア製品部門は、<オーディオ・ビデオテープ>、<光メディア>及び<その他>の3つで構成されます。当部門の連結業績は、売上高49億44百万円（前年同期75億76百万円、前年同期比34.7%減）となりました。

平成19年8月1日、記録メディアのTDKブランド製品販売事業を米国イメーション社へ譲渡したことにより、オーディオ・ビデオテープ、光メディアの販売体系や価格の構造が変化しております。

オーディオ・ビデオテープの売上高は、前年同期と比較して減少しました。上記の販売事業譲渡に伴う影響と需要減少が要因です。

光メディアの売上高は、前年同期と比較して減少しました。上記の販売事業譲渡に伴う影響が主な要因です。なお、ブルーレイディスクの売上高は増加しました。

その他の売上高は、前年同期と比較して減少しました。主要製品であるLTO\*（Linear Tape-Open）が売価下落と円高による影響を受け、減収となったことが要因です。

\* Linear Tape-Open、LTO、LTOロゴ、Ultrium、Ultriumロゴは、Hewlett-Packard Company、IBM Corporation、Quantum Corporation の米国及びその他の国における商標です。

地域別売上高の状況は、国内においては前第3四半期連結会計期間の38,849百万円から26.2%減の28,682百万円となりました。5製品区分全ての売上高が各々減少しました。

米州地域においては、前第3四半期連結会計期間の24,126百万円から14.3%減の20,673百万円となりました。その他電子部品を除く4製品区分の売上高が各々減少しました。その他電子部品はEPCOSグループの売上高が寄与したことにより、増加しました。

欧州地域においては、前第3四半期連結会計期間の13,346百万円から92.7%増の25,718百万円となりました。その他電子部品を除く4製品区分の売上高が各々減少しました。その他電子部品はEPCOSグループの売上高が寄与したことにより、増加しました。

アジア他の地域においては、前第3四半期連結会計期間の149,021百万円から21.7%減の116,706百万円となりました。その他電子部品を除く4製品区分の売上高が各々減少しました。その他電子部品はEPCOSグループの売上高の寄与に加えて、他の製品群でも売上高が増加しました。

この結果、海外売上高の合計は、前年同期の186,493百万円から12.5%減少の163,097百万円となり、連結売上高に対する海外売上高の比率は、前年同期の82.8%から2.2ポイント増加し85.0%となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の資産は、前連結会計期間末と比較して現金及び現金同等物が11,102百万円、たな卸資産が39,243百万円、有形固定資産が88,732百万円及びのれん及びその他の無形固定資産が67,451百万円それぞれ増加した一方、売上債権が13,636百万円及び投資が13,061百万円それぞれ減少し、資産は前連結会計期間末と比較して200,715百万円増加しました。

負債は、前連結会計期間末と比較して短期借入債務が224,319百万円、一年以内返済予定の長期借入債務が17,179百万円、長期借入債務（一年以内返済予定分を除く）が7,011百万円及び未払退職年金費用が23,541百万円それぞれ増加したことにより、負債は前連結会計期間末と比較して277,064百万円増加しました。短期借入債務の増加は、主としてEPCOS AG の株式取得に伴う資金調達によるものです。

株主資本は、前連結会計期間末と比較してその他の利益剰余金が21,665百万円及びその他の包括利益（△損失）累計額が61,026百万円それぞれ減少したため、株主資本は前連結会計期間末と比較して81,134百万円減少しました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物は、第2四半期連結会計期間末と比較して3,590百万円増加し177,207百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況は、次のとおりであります。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得たキャッシュ・フローは、前年同期比21,288百万円減少し5,631百万円となりました。当第3四半期連結会計期間は市況悪化等の影響もあり、14,317百万円の四半期純損失となり、キャッシュ・フロー減少の主因となりました。減価償却費は4,781百万円増の22,365百万円となりました。資産負債の増減において、売上債権が29,312百万円、仕入債務が22,080百万円それぞれ減少し、たな卸資産が3,939百万円、未払費用等が2,284百万円それぞれ増加しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動に使用したキャッシュ・フローは、前年同期比30,402百万円増加し77,907百万円となりました。短期投資の売却及び償還の減少9,388百万円、短期投資の取得の増加5,061百万円、有価証券の売却及び償還の減少835百万円、子会社の取得の増加113,428百万円がそれぞれ増加要因となっている一方、固定資産の取得の減少1,533百万円、有価証券の取得の減少4,911百万円、関連会社の取得の減少76,979百万円、少数株主持分の取得の減少14,070百万円がそれぞれ減少要因となっております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用したキャッシュ・フローは、前年同期の支出から当第3四半期連結会計期間は収入に転じ、その変動額は107,540百万円となりました。前年同期は短期借入債務の増減(純額)に係る支出195百万円に加え、配当金の支払7,737百万円等で8,052百万円の支出でしたが、当第3四半期連結会計期間においては、主としてEPCOS AGの株式取得目的で資金調達を行ったことによる短期借入債務の増減(純額)に係る109,537百万円の収入に対し配当金の支払9,029百万円等で99,488百万円の収入となっております。

#### (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

平成20年後半から当社を取り巻くエレクトロニクス事業環境は急速に悪化し、期首計画策定時点とは明らかに様相を異にしております。すなわち、拡大基調にあると見ていた電子部品需要が急激に縮小し、加えて、為替も米ドルやユーロに対して円が急騰しております。想定をはるかに超えて事業環境が急変している中、短期的には収益体質を改善し、中長期的には成長を確保できる諸施策を可及的に実施することを、当社に差し迫った課題として新たに認識しております。具体的には、次に挙げる施策を速やかに実行に移します。

##### 1) 設備投資計画の見直し

電子部品需要が急激に縮小していることに対応し、増産のための投資を見直します。例えば、当期のセラミックコンデンサ増産計画を修正し、期首時点で前年比20%増と計画していた生産能力を15%増に見直します。今後も、増産投資については中期的な需要動向を見誤らないよう慎重に検討します。一方、既存設備の更新、合理化等への投資は計画を変更せず、競争力の維持、強化の方針を継続します。

##### 2) 収益構造改革

平成20年11月に収益構造改革委員会を発足し、収益構造改革のための緊急対策を実施しております。この委員会の下、キャッシュフロー経営を重視した施策を実行に移します。

###### ① 不採算製品終息/改善

不採算製品を洗い出し、一定の改善が見込めない製品については終息します。

###### ② 拠点整理

経営効率の改善を目的とし、国内外の拠点を一部閉鎖及び集約します。

###### ③ 人員合理化

需要に見合った生産規模・体制を維持するため、海外拠点を中心に人員の合理化を図ります。

###### ④ 販売費及び一般管理費の削減

研究開発テーマや営業体制を見直すことで販売費及び一般管理費を削減します。

これら諸施策を実行することで、少ない売上高でも営業利益を確保できる体制を速やかに構築します。

##### 3) 研究開発計画の見直し

研究開発計画を市場の縮小、変化に合わせて、見直します。短期的には、投資効率の改善を目的として開発テーマの選択と集中をさらに進めます。しかしながら、研究開発は製造会社の生命線でもあることから、長期的な視点に立ち環境やエネルギー問題に貢献する電子部品の開発等の重点テーマは引き続き強化します。すなわち、研究開発費を絞り過ぎることのないよう、優先順位を意識した開発テーマの見直し、絞り込みをまいります。

##### 4) 投資回収の早期化とシナジー効果早期実現

平成20年10月に当社はドイツの電子部品会社EPCOS AGを買収し、連結子会社としました。現在、同社との経営統合による相乗効果を早期に実現できるよう、ステアリングコミッティーを発足し、具体的な施策を進めております。すでに投資した案件においても、より一層の効果を得られるよう実効性のある施策を実施してまいります。

#### (5) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間における研究開発費は15,803百万円(売上高比8.2%)であります。なお、研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、EPCOS AG 及びその子会社を子会社にしたことにより、同社の設備が新たに当社グループの主要な設備となりました。その設備の状況は、次のとおりであります。なお、土地面積について、賃借分を [ ] で外書き表示しております。

電子素材部品部門  
在外子会社

会社名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)
		建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具他	土地 (面積千㎡)	建設仮勘定	合計	
EPCOS AG 及びその子会社 (ドイツ他)	その他電子 部品製造	10,113	54,976	1,698 (1,327) [415]	5,902	72,689	20,443

(注) 帳簿価額「機械装置及び運搬具他」には工具器具及び備品を含めております。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	480,000,000
計	480,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月16日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	129,590,659	129,590,659	東京証券取引所(市場第一部) ニューヨーク証券取引所 ロンドン証券取引所	単元株式数は 100株
計	129,590,659	129,590,659	—	—

- (注) 1. ニューヨーク証券取引所は預託証券の形式により上場をしております。ロンドン証券取引所は原株の振替決済方式により上場をしております。
2. 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

#### (2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

##### ① 平成15年6月27日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,056
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	105,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,954
新株予約権の行使期間	自 平成17年8月1日 至 平成21年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,954 資本組入額 3,477
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の一単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## ② 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	1,420
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	142,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,147
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月1日 至 平成22年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,147 資本組入額 4,074
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 平成17年6月29日定時株主総会決議（株式報酬型）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	194
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	19,400
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成37年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1 資本組入額 1
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成17年7月1日から平成20年6月30日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成20年7月1日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成20年6月30日までに、以下（イ）（ロ）に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 （イ）新株予約権者が、当社の役員及び使用人（常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。）のいずれの地位をも喪失した場合。 当該喪失日の翌日から3年間。 （ロ）当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。 当該承認日から15日間。</p> <p>③ 平成20年7月1日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## ④ 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	871
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	87,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	8,134
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月1日 至 平成23年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,134 資本組入額 4,067
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—



会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 平成18年6月29日定時株主総会承認及び取締役会決議（対取締役、株式報酬型）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	108
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月6日 至 平成38年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,140 資本組入額 4,070
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成18年8月6日から平成21年8月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成21年8月6日以降行使することができる。 ② 新株予約権者は、平成21年8月5日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。)のいずれの地位をも喪失した場合。 当該喪失日の翌日から3年間。 (ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。 当該承認日の翌日から15日間。 ③ 平成21年8月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。 ④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

② 平成18年6月29日定時株主総会決議（対執行役員、株式報酬型）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	89
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月6日 至 平成38年8月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 8,140 資本組入額 4,070
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成18年8月6日から平成21年8月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成21年8月6日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成21年8月5日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。 (イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ。)のいずれの地位をも喪失した場合。 当該喪失日の翌日から3年間。 (ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。 当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成21年8月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 各新株予約権の一部行使はできないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## ③ 平成18年6月29日定時株主総会決議

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	961
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	9,072
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月1日 至 平成24年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,048 資本組入額 5,524
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 平成18年6月29日定時株主総会承認に基づく平成19年5月15日取締役会決議（対取締役、株式報酬型）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	86
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月8日 至 平成39年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,015 資本組入額 5,508
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成19年7月8日から平成22年7月7日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成22年7月8日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成22年7月7日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。                      (イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ)のいずれの地位をも喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。                      (ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成22年7月8日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤ 平成19年6月28日定時株主総会決議（対執行役員、株式報酬型）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	59
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,900
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月8日 至 平成39年7月7日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,015 資本組入額 5,508
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成19年7月8日から平成22年7月7日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成22年7月8日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成22年7月7日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ)のいずれの地位をも喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。</p> <p>(ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成22年7月8日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑥ 平成19年6月28日定時株主総会決議（第6回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	966
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	96,600
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,098
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,109 資本組入額 7,055
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑦ 平成19年6月28日定時株主総会決議（第6（2）回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	10
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,098
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成25年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 14,083 資本組入額 7,042
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑧ 平成18年6月29日定時株主総会承認に基づく平成20年5月28日取締役会決議（対取締役、株式報酬型）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数（個）	139
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数（株）	13,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月6日 至 平成40年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 5,968 資本組入額 2,984
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成20年7月6日から平成23年7月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成23年7月6日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成23年7月5日までに、以下（イ）（ロ）に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>（イ）新株予約権者が、当社の役員及び使用人（常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ）のいずれの地位をも喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。</p> <p>（ロ）当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成23年7月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑨ 平成20年6月27日定時株主総会決議（対執行役員、株式報酬型）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	107
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月6日 至 平成40年7月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 5,968 資本組入額 2,984
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、下記②の場合を除き、平成20年7月6日から平成23年7月5日までの期間は新株予約権を行使できないものとし、平成23年7月6日以降行使することができる。</p> <p>② 新株予約権者は、平成23年7月5日までに、以下(イ)(ロ)に定める事由が生じた場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>(イ) 新株予約権者が、当社の役員及び使用人(常勤顧問・常勤嘱託を含み、非常勤顧問・非常勤嘱託を除く。以下、同じ)のいずれの地位をも喪失した場合。当該喪失日の翌日から3年間。</p> <p>(ロ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合。当該承認日の翌日から15日間。</p> <p>③ 平成23年7月6日以降、新株予約権者が当社の役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した場合、新株予約権の行使可能期間を超えない範囲で、当該喪失日の翌日から3年間に限り新株予約権を行使することができる。</p> <p>④ 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—



⑩ 平成20年6月27日定時株主総会決議（第7回新株予約権）

	第3四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	987
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数は100株
新株予約権の目的となる株式の数(株)	98,700
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,837
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月1日 至 平成26年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 7,792 資本組入額 3,896
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年10月1日～ 平成20年12月31日	—	129,590,659	—	32,641	—	59,256

## (5) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、野村証券株式会社及びその共同保有者である野村アセットマネジメント株式会社から平成20年10月20日付の大量保有報告書の写しの送付があり、平成20年10月15日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨の報告を受けておりますが、株主名簿の記載内容が確認できないため、当社として実質所有株式数の確認ができません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋1-9-1	507,579	0.39
野村アセットマネジメント 株式会社	東京都中央区日本橋1-12-1	7,634,700	5.89
計	—	8,142,279	6.28

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

①【発行済株式】

平成20年12月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 611,000	—	単元株式数は100株
完全議決権株式（その他）	普通株式 128,918,700	1,289,187	同上
単元未満株式	普通株式 60,959	—	—
発行済株式総数	129,590,659	—	—
総株主の議決権	—	1,289,187	—

（注） 「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,400株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数14個が含まれております。

②【自己株式等】

平成20年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
TDK株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	611,000	—	611,000	0.47
計	—	611,000	—	611,000	0.47

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高（円）	7,150	7,340	7,410	6,730	7,050	6,340	5,400	3,700	3,250
最低（円）	5,670	6,670	6,330	6,100	5,960	4,890	2,625	2,600	2,565

（注） 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

### 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）第93条の規定により、米国において一般に認められた企業会計の基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

なお、セグメント情報については、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

		当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び現金同等物		177,207	166,105
売上債権		143,482	157,118
たな卸資産	注2	128,059	88,816
その他の流動資産		66,272	50,781
流動資産合計		515,020	462,820
投資		55,653	68,714
有形固定資産		355,881	267,149
のれん及びその他の無形固定 資産		160,793	93,342
その他の資産		48,901	43,508
資産合計		1,136,248	935,533

		当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る要約 連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額 (百万円)
(負債、少数株主持分及び資本の部)			
流動負債			
短期借入債務		233,217	8,898
一年以内返済予定の長期借入債務		17,473	294
仕入債務		70,833	76,391
未払費用等	注8	71,581	63,834
未払税金		2,532	7,660
その他の流動負債		11,644	4,884
流動負債合計		407,280	161,961
固定負債			
長期借入債務 (一年以内返済予定分を除く)		7,163	152
未払退職年金費用		57,531	33,990
繰延税金負債		6,278	5,998
その他の固定負債		14,084	13,171
固定負債合計		85,056	53,311
負債合計		492,336	215,272
少数株主持分		8,469	3,684
資本			
資本金		32,641	32,641
(授權株式数)		(480,000,000)	(480,000,000)
(発行済株式総数)		(129,590,659)	(129,590,659)
資本剰余金		64,172	63,887
利益準備金		20,519	19,510
その他の利益剰余金		667,054	688,719
その他の包括利益 (△損失) 累計額		△142,609	△81,583
自己株式		△6,334	△6,597
(自己株式数)		(610,832)	(634,923)
資本合計		635,443	716,577
負債、少数株主持分及び資本合計		1,136,248	935,533



## (2) 【四半期連結損益計算書】

## 【第3四半期連結累計期間】

		当第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
売上高	注 8		588,316
売上原価			461,983
売上総利益			126,333
販売費及び一般管理費			113,454
リストラクチャリング費用			3,607
営業利益			9,272
営業外損益			
受取利息及び受取配当金			3,470
支払利息			△1,339
有価証券関連損益 (純額)			△6,293
為替差 (△損) 益			△6,293
その他			880
営業外損益合計			△9,575
税引前四半期純損失 (△)			△303
法人税等			2,571
少数株主損益前 四半期純損失 (△)			△2,874
少数株主損益		△425	
四半期純損失 (△)		△2,449	
1株当たり指標	注 6		
四半期純損失 (△) :			
基本			△18.99円
希薄化後			△18.99円
現金配当金			140円

【第3四半期連結会計期間】

		当第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	
売上高	注 8		191,779
売上原価			154,427
売上総利益			37,352
販売費及び一般管理費			38,854
リストラクチャリング費用			3,607
営業損失 (△)			△5,109
営業外損益			
受取利息及び受取配当金			1,293
支払利息			△1,061
有価証券関連損益 (純額)			△5,251
為替差 (△損) 益			△4,535
その他			△466
営業外損益合計			△10,020
税引前四半期純損失 (△)			△15,129
法人税等			△667
少数株主損益前 四半期純損失 (△)			△14,462
少数株主損益		△145	
四半期純損失 (△)		△14,317	
1株当たり指標	注 6		
四半期純損失 (△) :			
基本			△111.00円
希薄化後			△111.00円
現金配当金			70円

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

		当第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
四半期純損失(△)		△2,449
営業活動による純現金収入との 調整		
減価償却費		61,189
有価証券関連損益(純額)		6,293
資産負債の増減		
売上債権の減少(△増加)		28,985
たな卸資産の減少(△増加)		△12,057
仕入債務の増加(△減少)		△15,851
未払費用等の増加(△減少)		△5,666
その他の資産負債の増減(純 額)		△14,671
その他		5,699
営業活動による純現金収入		51,472
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得		△86,783
短期投資の売却及び償還		5,330
短期投資の取得		△13,365
有価証券の売却及び償還		4,319
有価証券の取得		△826
子会社の取得－取得現金控除後		△131,301
少数株主持分の取得		△166
その他		2,026
投資活動による純現金支出		△220,766
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入債務の返済額		△1,590
短期借入債務の増減(純額)		218,040
自己株式の取得		△13
配当金支払		△18,056
その他		483
財務活動による純現金収入		198,864
為替変動による現金及び現金同等物 への影響額		△18,468
現金及び現金同等物の増加		11,102
現金及び現金同等物の期首残高		166,105
現金及び現金同等物の四半期末残高		177,207

## 注記事項

### (注1) 重要な会計方針の概要

#### (1) 連結方針

当社の四半期連結財務諸表は、四半期連結財務諸表規則第93条の規定により、米国において一般に認められた会計原則（会計原則審議会意見書、財務会計基準審議会基準書等）に基づいて作成しており、すべての子会社、及び米国財務会計基準審議会の解釈指針第46号改訂「変動持分事業体の会計」に基づき、当社が主たる受益者となる変動持分事業体を含んでおります。すべての重要な連結会社間債権債務及び取引は、連結上相殺消去されております。

20%以上50%以下の持分を所有し、当社が被投資会社の経営及び財務状況に重要な影響を及ぼすと判断された投資は、持分法により評価しております。すべての重要な持分法適用会社からの未実現利益は、連結上消去されております。

また、セグメント情報については、四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しており、米国財務会計基準審議会基準書第131号に基づくセグメント別財務報告は作成しておりません。

当社は、昭和49年7月に米国預託証券を発行するに当たり、米国式連結財務諸表を作成し、米国証券取引委員会に登録しました。昭和51年7月ナスダックに株式を登録し、昭和57年6月に米国預託証券をニューヨーク証券取引所に上場しました。

なお、米国において一般に認められた会計原則による場合に、我が国における会計処理の原則及び手続並びに表示方法に準拠した場合と異なるもので主要なものは次のとおりであります。

(イ) 現金及び現金同等物は、短期の売戻し条件付有価証券を含んでおります。

(ロ) 連結貸借対照表上、少数株主持分は負債の部の下部（資本の部の上部）に独立項目として表示しております。

(ハ) 退職給付及び年金制度については、米国財務会計基準審議会基準書第87号「事業主の年金会計」及び同基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」基準書第87号、88号、106号及び132号（改）の改訂に基づき、従業員への給付額に係る期間純年金費用を、従業員の勤務期間に認識する方法によっております。

(ニ) 新株引受権付社債の発行額のうち、新株引受権の対価であるとみなされた金額は、資本剰余金に計上しております。また、社債発行差額からは通貨スワップによる差益を控除し、控除後の金額は社債の期間にわたって利息法で償却しております。

(ホ) のれん及びその他の無形固定資産については、米国財務会計基準審議会基準書第142号「のれん及びその他の無形固定資産」に基づき、のれん及び耐用年数が確定できない無形固定資産は償却せず、少なくとも年に一度、あるいは減損の兆候があった場合はより頻繁に減損のテストを行っております。

#### (2) 新会計基準の適用

##### 公正価値の測定

平成20年4月より、米国財務会計基準審議会は基準書第157号「公正価値の測定」を適用しております。当基準書は公正価値を定義し、公正価値を測定するための枠組みを確立するとともに、公正価値の測定に関する開示を拡大しております。当基準書は、公正価値の定義について「交換の対価」という概念を引き続き用いるものの当該対価が測定日時点で資産を売却あるいは債務を移転する場合の市場取引価格であることを明確にし、公正価値が市場を基準とする価値であり、企業特有の価値ではないことを強調しております。また、測定するための枠組みとして公正価値を階層化するとともに、公正価値を測定した資産及び負債について開示の拡大を要求しております。当基準書の適用による当社の連結上の財政状態及び経営成績への重要な影響はありません。なお、当基準書が求める開示については記載を省略しております。

##### 確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理

平成18年9月に、米国財務会計基準審議会は基準書第158号「確定給付型年金及びその他の退職後給付制度に関する事業主の会計処理」基準書第87号、88号、106号及び132号（改）の改訂を発行しました。基準書第158号は、年金資産の公正価値及び給付債務の測定日を年度末貸借対照表日とすることを要求しており、当社は当基準書を平成20年4月1日より適用しました。当基準書の適用に係る会計処理については、当連結会計年度末に実施する予定としております。

(3) 今後適用となる新会計基準

平成19年12月に、米国証券取引委員会は職員会計公報第110号を発行しました。職員会計公報第110号は、基準書第123号改訂に規定されたストックオプションの予想残存期間の推定方法に係る簡便法の適用について、職員会計公報第107号における見解を修正しております。当社は、職員会計公報第110号により修正された同第107号に従って、過去の情報から想定される行使期間の推定を合理的に行うことが可能となるまで、今後も簡便法による推定を継続します。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は基準書第141号改訂（平成19年改訂）「企業結合」を発行しました。基準書第141号改訂は、買収企業が財務諸表において、取得した識別可能な資産、引き継いだ負債、被買収企業の非支配持分及び取得したのれんの認識及び測定に関する基準及び要求を規定しております。また基準書第141号改訂は、企業結合の内容及び財務諸表に対する影響の評価を可能にする開示要求を規定しております。基準書第141号改訂は、平成20年12月15日以降に開始する連結会計年度より適用されます。当社は、基準書第141号改訂が当社の経営成績及び財政状態に与える影響を現在検討しております。

平成19年12月に、米国財務会計基準審議会は基準書第160号「連結財務諸表における非支配持分—ARB第51号の改訂」を発行しました。基準書第160号は、親会社以外が保有する子会社における所有持分、親会社及び非支配持分へ帰属する連結上の当期純利益の金額、親会社の所有持分の変動、及び子会社が連結対象外となったときの非支配持分投資の評価に関する会計処理及び報告の基準を規定しております。また基準書第160号は、親会社持分と非支配持分とを明確に特定し、識別して開示することを要求しております。基準書第160号は、平成20年12月15日以降に開始する連結会計年度より適用されます。当社は、基準書第160号が当社の経営成績及び財政状態に与える影響を現在検討しております。

(4) 組替

当四半期連結財務諸表の表示に合わせるため、過年度の連結財務諸表の組替を行っております。

(注2) たな卸資産

平成20年12月31日及び平成20年3月31日現在のたな卸資産は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日現在)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日現在)
製品	60,984	34,856
仕掛品	31,197	23,070
原材料	35,878	30,890
合計	128,059	88,816

(注3) 退職年金費用

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間における期間純年金費用は、以下の項目から構成されております。

	当第3四半期連結累計期間	当第3四半期連結会計期間
勤務費用	4,999	1,747
予測給付債務の利息費用	3,730	1,485
年金資産の期待運用収益	△3,946	△1,352
未認識純損失の償却	940	306
未認識過去勤務債務の償却	△1,518	△507
合計	4,205	1,679

(注4) 包括利益 (△損失)

当第3四半期連結累計期間及び当第3四半期連結会計期間における包括利益 (△損失) は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結 累計期間	(単位 百万円) 当第3四半期連結 会計期間
四半期純利益 (△損失)	△2,449	△14,317
その他の包括利益 (△損失) (税引後)		
外貨換算調整勘定	△59,261	△68,289
有価証券未実現利益	229	511
年金債務調整勘定	△1,994	△1,682
包括利益 (△損失)	△63,475	△83,777

(注5) 偶発債務

当社及び一部の子会社は、従業員の借入金に対する債務保証を行っております。保証の対象は住宅購入のための借入資金であり、仮に従業員が債務不履行に陥った場合は当社が代位弁済を求められることとなります。

平成20年12月31日及び平成20年3月31日現在、債務不履行が発生した場合、当社が負担する割引前最高支払額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日現在)	(単位 百万円) 前連結会計年度末 (平成20年3月31日現在)
会社の従業員の借入金に 対する保証債務	4,444	4,764

なお、平成20年12月31日現在、当社が行った債務保証に対して見積公正価額に基づき計上した負債額は重要ではありません。

また、上記の他に当社及び一部の子会社に対して、係争中の案件があります。しかし顧問弁護士の意見も参考にして、当社の経営者は、当社の連結財政状態及び経営成績に重要な影響を与える追加債務はないと考えております。

(注6) 1株当たり四半期純利益 (△損失)

基本及び希薄化後1株当たり四半期純利益 (△損失) の計算における分子及び分母の調整は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結 累計期間	当第3四半期連結 会計期間
四半期純利益 (△損失) (百万円)	△2,449	△14,317
加重平均発行済普通株式数－基本 (千株)	128,972	128,980
ストック・オプションによる希薄化効果 (千株)	—	—
加重平均発行済普通株式数－希薄化後 (千株)	128,972	128,980
1株当たり四半期純利益 (△損失) (円) :		
基本	△18.99	△111.00
希薄化後	△18.99	△111.00

(注7) 企業結合

平成20年10月17日（以下、取得日）、当社は、平成20年7月31日のEPCOS AGとの事業統合契約に従って実施された公開買付により、EPCOS AGの発行済株式の約36%を取得しました。

その結果、取得日時点で公開買付以外の既取得分もあわせて所有割合は約84%となり、EPCOS AGは当社の連結子会社となりました。

EPCOS AGは、ドイツのミュンヘンに本社を置く電子部品、モジュール、システムの大手メーカーであり、情報・通信技術、自動車・産業用電子機器及び家電分野を中心に、広汎な商品を提供し、高成長かつ技術集約的な市場に注力しています。EPCOS AG及びその子会社は、欧州、アジア及び北南米に、設計、製造、販売の拠点を置いています。

当社とEPCOS AGは、これまで同じ電子部品事業を営んできている中、製品分野及びマーケットにおける重複部分が少なく互いに補完する関係にあるため、強力なシナジーを獲得することが期待できます。

当社は、公開買付により23,890千株（所有割合 約36%）を取得価額63,560百万円で取得しました。また、公開買付の決済日までにEPCOS AG株式を市場で買い進め、32,103千株（所有割合 約48%）を取得価額79,466百万円で取得しました。取得日時点の所有株式は55,993千株（所有割合 約84%）で取得価額は143,026百万円であります。

更に公開買付の結果を受けて、当社は追加の公開買付（平成20年10月14日から同10月27日まで）をドイツ法令に基づき実施し、公開買付以外の取得分もあわせて7,352千株（所有割合 約11%）を取得価額16,640百万円で取得しました。

これらの株式取得による平成20年12月31日時点での当社の所有株式数は63,345千株（所有割合 約95%）であり、取得価額の総額162,465百万円は現金で支払われました。この取得価額の総額には2,799百万円の直接費用を含んでおります。

当社は、EPCOS AG及びその子会社の経営成績を、取得時点より当連結会計期間の連結財務諸表に含めております。また、取得日以前は持分法を適用しています。なお、特定の資産又は負債の評価に影響を与え得る、より詳細な情報が未確定のため、取得価額の配分は現時点で完了しておりません。

取得価額が取得資産及び引受負債の暫定公正価値を超過する部分のはれんに計上されています。

仮定情報

以下の未監査の仮定情報は、当社の買収が、平成20年4月1日に実施されたと仮定した場合の当社及びEPCOS AGの結合経営成績を表します。未監査の仮定情報は、仮に当該買収が、表示されている会計期間の期首に完了していたら、当社の連結経営成績が実際にそうであったということを表すものではありません。また当社の将来の連結経営成績を表すものではありません。

なお、取得価額の配分は現時点で完了しておらず、当仮定情報には含まれておりません。

〈未監査〉	
(単位 百万円)	
当第3四半期連結累計期間	
売上高	710,166
四半期純損失(△)	△247
(単位 円)	
1株当たり四半期純損失(△)：	
基本	△1.92
希薄化後	△1.92

当第3四半期連結会計期間の未監査の仮定情報は、当第3四半期連結会計期間の連結損益計算書との間に重要な差異がないため、開示を省略しております。

(注8) リストラクチャリング費用

当社は、現在直面している受注減と稼働率の低下により、収益が大幅に悪化している状況下、緊急対応として平成20年11月に社内に“収益構造改革委員会”を発足させ、収益構造改革のための施策を取りまとめ、所定の決議を受け順次実行に移しております。

特に受注減に対応した事業・生産体制の見直しと合理化を検討し、当第3四半期連結会計期間においては主としてアジア地域の子会社において、設備の減損を認識するとともに人員削減を実行に移しております。当該施策の実行に伴い、当第3四半期連結会計期間において、設備の減損1,982百万円、人員整理及び削減に伴う費用1,028百万円を認識しており、このうち763百万円については平成20年12月末までに支払いを完了しております。

国内においては、生産品目の一部を海外等へ生産移管することにより、設備の減損344百万円を認識しております。

当第3四半期連結会計期間におけるリストラクチャリング費用に係る未払債務の変動は次のとおりであります。

	(単位 百万円)			
	人員削減	設備の減損	その他	合計
平成20年9月30日現在	—	—	—	—
当第3四半期連結会計期間総費用	1,028	2,326	253	3,607
当第3四半期連結会計期間支払	763	—	73	836
非資金調整額	—	2,326	—	2,326
平成20年12月31日現在	265	—	180	445

上記の未払債務は、平成20年12月末現在の四半期連結貸借対照表上、未払費用等に計上されております。

なお、平成20年12月31日における未払債務の残高445百万円は、平成21年3月末までに支払を完了する予定です。

(注9) 重要な後発事象

1. 普通社債の発行

当社は、以下の条件で普通社債を発行いたしました。

	第2回無担保普通社債	第3回無担保普通社債	第4回無担保普通社債
(1) 発行年月日	平成21年1月30日		
(2) 発行総額	230億円	480億円	130億円
(3) 発行価格	額面100円につき100円		
(4) 利率	年 1.085%	年 1.413%	年 2.038%
(5) 償還期限	平成24年1月30日	平成26年1月30日	平成31年1月30日
(6) 資金使途	借入金返済資金		

2. EPCOS AG 発行転換社債の早期償還

当社の子会社となったEPCOS AG はその子会社であるEPCOS Netherlands B.V.を通じ、総額126.4百万ユーロの転換社債を平成22年を償還期限として平成15年7月16日に発行しておりました。

平成20年12月末現在において、上記のうち4百万ユーロはすでに転換を終了しておりました。その後、転換社債を保有する権利者が早期償還に応じ、平成21年1月8日に121百万ユーロが、平成21年1月28日に残る1.4百万ユーロがそれぞれ早期償還されております。

償還資金については、短期の借入金にて賅っております。



## (注10) セグメント情報

## 【事業の種類別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	電子素材部品 (百万円)	記録メディア製品 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	186,835	4,944	191,779	—	191,779
(2)セグメント間の内部売上高または振替高	—	—	—	—	—
計	186,835	4,944	191,779	—	191,779
営業費用	191,303	5,585	196,888	—	196,888
営業利益（△損失）	△4,468	△641	△5,109	—	△5,109

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	電子素材部品 (百万円)	記録メディア製品 (百万円)	計 (百万円)	消去または全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益					
売上高					
(1)外部顧客に対する売上高	571,079	17,237	588,316	—	588,316
(2)セグメント間の内部売上高または振替高	—	—	—	—	—
計	571,079	17,237	588,316	—	588,316
営業費用	559,532	19,512	579,044	—	579,044
営業利益（△損失）	11,547	△2,275	9,272	—	9,272

## (注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質・製造方法・販売市場の類似性を考慮して区分しております。

## 2. 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
電子素材部品	フェライトコア、金属磁石、積層セラミックチップコンデンサ、インダクティブ・デバイス（コイル、トランス）、電源製品、HDD用ヘッド、二次電池
記録メディア製品	オーディオ・ビデオテープ、CD-R、DVD、コンピュータ用データストレージテープ

## 3. 当第3四半期連結会計期間末の総資産は前連結会計年度末と比較して約2,000億円増加しましたが、電子素材部品事業におけるEPCOS AG及びその子会社の取得がその主な要因であります。

【所在地別セグメント情報】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	31,899	13,570	27,533	118,777	191,779	—	191,779
(2)セグメント間の内部売上高または振替高	37,143	9,664	17,171	25,548	89,526	△89,526	—
計	69,042	23,234	44,704	144,325	281,305	△89,526	191,779
営業費用	77,984	21,828	49,250	139,434	288,496	△91,608	196,888
営業利益（△損失）	△8,942	1,406	△4,546	4,891	△7,191	2,082	△5,109

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア他 (百万円)	計 (百万円)	消去または 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高及び営業損益							
売上高							
(1)外部顧客に対する売上高	106,591	36,835	47,976	396,914	588,316	—	588,316
(2)セグメント間の内部売上高または振替高	130,879	31,931	18,147	48,815	229,772	△229,772	—
計	237,470	68,766	66,123	445,729	818,088	△229,772	588,316
営業費用	251,937	61,581	71,427	423,913	808,858	△229,814	579,044
営業利益（△損失）	△14,467	7,185	△5,304	21,816	9,230	42	9,272

(注) 1. 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国または地域

- (1) 米州……………米国
- (2) 欧州……………ドイツ
- (3) アジア他………香港、フィリピン、中国、台湾、タイ

## 【海外売上高】

当第3四半期連結会計期間（自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日）

	米州	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	20,673	25,718	116,706	163,097
II 連結売上高（百万円）				191,779
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.8	13.4	60.8	85.0

当第3四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日）

	米州	欧州	アジア他	計
I 海外売上高（百万円）	65,262	49,716	381,048	496,026
II 連結売上高（百万円）				588,316
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	11.1	8.4	64.8	84.3

（注） 1. 国または地域の区分は、地理的近接度によっております。

2. 各区分に属する主な国または地域

(1) 米州……米国

(2) 欧州……ドイツ、スウェーデン、ハンガリー、イタリア

(3) アジア他……香港、中国、台湾、フィリピン、シンガポール

3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国または地域における売上高であります。

## 2 【その他】

平成20年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額……………9,029百万円

(ロ) 1株当たりの金額……………70円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日……………平成20年12月8日

（注）平成20年9月30日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、支払いを行っております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月9日

T D K株式会社

取締役会 御中

## あ ず さ 監 査 法 人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 松 本 尚 己 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 森 俊 哉 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 佐々木 雅 広 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているT D K株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準（四半期連結財務諸表注記事項（注1）(1)参照）に準拠して、T D K株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。ただし、四半期連結財務諸表注記事項（注1）(1)に記載のとおり、セグメント情報については、米国財務会計基準審議会基準書第131号にかえて、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第15条に準拠して作成されている。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。